

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：

①株式会社フジタ（法人番号：8011001039242）

業者の住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

②株式会社丸憲（法人番号：7360001002597）

業者の住所：沖縄県那覇市泉崎1-16-5

2 指名停止措置期間：

①令和5年4月5日から令和5年4月25日まで（3週間）

②令和5年4月5日から令和5年4月18日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲：沖縄防衛局管轄区域（沖縄県）

4 事実概要

当局発注の「石垣島（3）宿舎新設建築工事（その1）」の受注者である建設共同企業体の監理技術者は、当該工事の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、3月31日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、建設共同企業体の構成員である上記有資格者について指名停止を行うものである。

指名停止措置要領 付表第1

措置要件	期間
1～6 省略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 発注機関契約工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
8 省略	